

# 子育て支援事業利用者負担軽減 利用料助成制度

住民税非課税の世帯や生活保護を受けている世帯を対象として、各種子育て支援サービスを利用した際の保育利用料の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。

## 1 事業の概要



対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一時保育事業（キッズルーム）</li> <li>○病児・病後児保育事業</li> <li>○子育て訪問支援券事業</li> <li>○ファミリー・サポート・センター事業</li> </ul>	訪問型病児・病後児保育事業
事業内容	○一時保育事業（キッズルーム） ○病児・病後児保育事業 ○子育て訪問支援券事業 ○ファミリー・サポート・センター事業	
対象	<p>文京区に在住で、<b>各種子育て支援サービス利用日時点に前年度の住民税が非課税の世帯</b>※又は<b>生活保護を受けている世帯</b></p> <p>※1 申請前にご確認ください。<b>令和元年度(平成30年中の所得)は非課税(世帯)でしたか？</b></p> <p>※2 婚姻によらないひとり親の方は、寡婦（寡夫）控除をみなし適用の上判定します。詳細は区へ問合せください。</p>	
内容	対象事業の保育サービスの保育利用料が助成対象となります。	生後4か月から小学校3年生までの児童がベビーシッターの派遣による病児・病後児保育サービスを受けた際の保育利用料が助成対象となります。
補助率	<p><b>〈利用料の半額〉</b></p> <p>一時保育事業（キッズルーム）、子育て訪問支援券事業、ファミリー・サポート・センター事業</p> <p><b>〈利用料の全額〉</b></p> <p>病児・病後児保育事業</p>	<p><b>保育利用料の全額</b></p> <p>※勤務先の福利厚生などにより助成を受けている場合や、クーポン券等により支払った場合は、その額を差し引いた金額が助成対象となります。</p>
補助上限額	-	<b>児童1人あたり、年間4万円</b> (4月1日～翌年3月31日)
助成対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>一時保育（キッズルーム）事業</b> キッズルーム目白台、キッズルームシビック、キッズルームかごまちの保育利用料</li> <li>○<b>病児・病後児保育事業</b> 保坂病児保育ルーム、順天堂病後児ルーム「みつばち」の利用料</li> <li>○<b>子育て訪問支援券事業</b> 文京区の発行する子育て訪問支援券を利用して実施したベビーシッターサービス利用料</li> <li>○<b>ファミリー・サポート・センター事業</b> 文京区社会福祉協議会が実施するファミリー・サポート・センター事業の利用料</li> </ul>	<p>次のいずれかに該当する事業者又はNPO法人等のベビーシッター事業者から受けた保育利用料 加盟事業者等の確認は、各団体のホームページをご覧ください。（区ホームページに各団体ホームページへのリンクを設定しています。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○(公社)全国保育サービス協会加盟事業者 <a href="http://www.acsa.jp/index.htm">http://www.acsa.jp/index.htm</a></li> <li>○(一社)全国病児保育協議会加盟施設事業者 <a href="http://www.byoujijoiku.net/">http://www.byoujijoiku.net/</a></li> <li>○(公社)全国保育サービス協会が国から委託を受けて実施するベビーシッター派遣事業の割引券取扱事業者 <a href="http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/sitter_atsukai.html">http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/sitter_atsukai.html</a></li> </ul>
その他	おやつ代、食事代、キャンセル料、入会金、年会費、月会費その他これらに準じる費用は助成の対象になりません。	

## 2 助成申請の手続き

各種保育サービスの**利用日の3か月後の月末まで**に、次の書類を提出してください。

(サービス利用前の事前手続きは必要ありません。)

(例) 令和2年4月5日利用分の申請期限は7月31日となります。

4月	5月	6月	7月
4/5 利用			7/31 締切

3か月後の月末が  
締め切りとなります！

### 【提出書類】

#### 一時保育事業、病児・病後児保育事業、子育て訪問支援券事業、ファミリー・サポート・センター事業

- ア 前年度の住民税非課税証明書<sup>※1・2</sup> (コピー可) 又は 生活保護受給証明書 (原本)
- イ 文京区子育て支援事業利用料助成金交付申請書兼口座振替依頼書
  - ※ 児童1人につき、1枚ずつ作成をお願いします。
- ウ 利用日・利用時間等が分かるもの (児童利用票・承認通知書、活動報告書、保育日誌等のコピー)
- エ 領収書のコピー

#### 訪問型病児・病後児保育事業

- ア 前年度の住民税非課税証明書<sup>※1・2</sup> (コピー可) 又は 生活保護受給証明書 (原本)
- イ 文京区訪問型病児・病後児保育利用料助成金交付申請書兼口座振替依頼書
- ウ 医療機関に受診したことがわかるもの (診療明細・お薬手帳のコピーなど)
- エ ベビーシッターサービスの利用明細書のコピー (利用日・利用時間等が分かるもの)
- オ ベビーシッター事業者の領収書のコピー
- カ クーポンによる支払いや勤務先の福利厚生等の助成を受けたことがわかるもののコピー (勤務先福利厚生やクーポン等を利用した場合)

※1 前年1月1日に文京区に住民登録がある場合、省略可

※2 児童扶養手当を受給している方のうち、婚姻によらないひとり親の方は、寡婦 (寡夫) 控除をみなし適用し、一般の寡婦 (寡夫) 又は特別の寡婦に該当する控除額を所得控除の額に加えて算出した課税総所得金額により非課税に該当する場合は、助成対象となります。

この場合、「児童扶養手当証書 (コピー)」及び「住民税課税証明書 (コピー可)」をご提出ください。

### 【提出方法】

窓口申請	文京シビックセンター 5階南側 子育て支援課までご提出ください。
郵送申請	〒112-8555 文京区春日1丁目16番21号 「文京区子ども家庭部子育て支援課 子育て支援推進担当宛」にご郵送ください。

### 【助成金の交付方法】

提出いただいた書類を審査し、助成が適当と認めた場合は、「決定通知書」をお送りし、指定された口座に、振り込みにより交付いたします。

審査の結果、助成の対象に該当しない場合は、「不交付決定通知書」によりお知らせいたします。

#### 【お問い合わせ先】

文京区 子ども家庭部 子育て支援課 子育て支援推進担当  
文京区春日一丁目16番21号 文京シビックセンター5階  
電話：5803-1256 (直通) / FAX：5803-1889 (事業専用)